

は三等保険者だと、こういうふうに思った方もたくさんおられるだろうと私は思っています。そういうことも考慮してこの制度は設計をされたとこういうことを御理解をいただきたいと思います。

まず、この運用三等の方針を決定したのは厚生労働省に設置された年金記録回復委員会という組織だとされていますが、事実関係と、この制度ははどういう組織なんでしょうか、教えていただきたいと思います。

まず、この運用三号の方針を決定したのは厚生労働省に設置された年金記録回復委員会という組織だと言われていますが、事実関係と、この組織はどういう組織なんでしょうか、教えていただきたいと思います。

を娶るなきいかぬと、こういうことをしていなかつた、それがまさに実態と年金記録とのそこでのありますから。

たと、発生していると、これを何とかしなきゃいけぬ。もう風も多いわけです、敵も多いと。そういうことをどういうふうにして解決をするかと。それが、今まででは現場の仕事ぶりが必ずしも的確に行われていなかつた、どちらかというと適当に

○世耕弘成君 これ、私は、性質説に立つてこんな大盤振る舞いの特例措置をとるのは絶対反対です。しかも、これ悪用することができます。この通用三号というのは穴だらけですか。

○國務大臣(細川律夫君)　これは、年金回復記念
委員会といふのは、平成二十一年十月に厚生労働省
大臣に助言を行う機関として設置された機関でござ
ります。この委員会は、国民が年金記録を回復する

ると、こういうことが判明いたしまして、まさにこの不整合、まさに年金の記録を正確に回復をさせると、こういう問題の中で起こったこの二点の運用の問題なんですね。したがって、年金回復委員会

三号被保険者として扱うケースも多々あつたと、こういうこともあつて、まずはきちっとルールを決めなきゃいかぬ。そのルールを決めて、そして整理をしなきりやいけないぞと、この沈阳の整

例えばこんなことが考えられます。外国人の夫婦が日本へやつてきた。旦那さんが半年ぐらい会社に勤めて厚生年金に入つた。その間に奥さんは三号被保険者になります。そのまま半年で旦那さんと夫婦で帰国をした。旦那さんは当然会社を

復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できようとするための方策等について国民の視点から検討して厚生大臣に助言をする任務を持つていて、ものでござります。

会にいろいろと御助言を求めたと、こういふうことだと思います。

埋をますはしなければいけないと。今までずっとこの期間やつていなかつたのをこのルールを作ろうと、こうふうことがまさ今回のことでもござります。

辞めていますから二号被保険者の権利は失っていますけれども、奥さんは手続していくかたならまずはけれども、奥さんは手続していくなかつたらまだうつと三号被保険者のままで。二十五年後、この奥さんが日本にやってきて通用三号でやってくれと言わわれたら、二年分払うだけで全部年金をりつまうわけよ。

このこの運用二号の基本的な考え方、仕組みをこの年金回復委員会に提起をいたしまして、いろいろと御議論をいただいて、その年金回復委員会の方ではこれでいくと、こういうことで異議はないしと、こういう助言をいただいて、そこで

ちやつた。しかも、法律じゃなくて課長通知でやるということもやっちゃつたんですね。

今、職員向け「Q&A」集というのを貰、手に入れました。これ、私と全く同じQが入っているんです。これ職員向けに。このような不公平な扱

らというあつに思ひますけれども、「これもなかなか、そもそもがこの三号被保険者といふものは、か、なかなか導入したときから大問題になつたあれでございまして、法的な改正ということになればなかなか難しいだろう」というような議論もあつたといふのです。

○國務大臣(細川律夫君) 今は、一号被保険者に
種類変更がなければ、これは機構の方から本人に
通知をする。通知をして返事が来ない、そして
その後四か月たつてもまだ連絡がない、そういふ
なんですが、どういうふうにお考へでしよう。

○世耕弘成君　この年金記録回復委員会というのを三通りに分けてお聞きます。どうぞお尋ねください。

問題を直ちに「て」で示すのは結構かしいがなし、
改正をしてから実施すべきではないか。まさに
私の聞きたいポイント、職員向けのQ&A集に
入っているんです。

○委員長(前田武志君) 答弁側に御注意申し上げ
ますが、相当時間が押しておりますので、答弁は
簡潔に的確にお願いをいたします。
○世耕弘成君 もう今のお答弁しどろもどろですけ
れども、要するに、聞けば、急いでいるから答弁

場合には職権で今は抹消をすると、こういうことになつておりますから、今委員が御指摘のような事例については、今後そういうことは起らならないことだと思います。

れ年金記録問題についてどうやって回復をして、
とか、いわゆる消えた年金問題についてどう対
するかという委員会であって、運営三号のよう
新しい制度とか、法解釈上問題があるとか、あ
いは年金財政に大きな影響を与えるような制度

くの時間を要することとなる。あるいは、第三回
被保険者制度をめぐっては、制度発足以来、「これ
まで制度改正等の際にも様々な議論がなされてお
り、改正内容の調整は容易ではないと考えられま
すと。要するに、これ、国会で法律の成案をしな

やらなくていいんだといふにしか聞こえません。超法規措置を勝手にとつてぶらうといふじゃないですか。

るわけです。いろんな憲事を答える人も出てき
すよ。そういうお金は全部国民の年金の積立金
中から出でいくんです。眞面目にやつていいと思
意のある人だつて、私はかなりいる可能性があ
り思つていてます。それでもやらなきゃいけない
いうのであれば、私はこれは法律を改正してき
ちらやるべきだと思います。

つくるのははるかに権限を越えていると思いま
けれども、いかがですか。これ、長官大臣のと
につくられた組織ですよね。

○國務大臣(細川律夫君) この年金回復委員会
いうのは、先ほどもお話ししましたように、年
記録の回復の問題です。これはそもそも、すつ
昭和六十一年に三号被保険者の制度ができたと

なぜ法改正をやらなかつたのかという議論をしていただきたい。

からこの問題はもう起っているんです。この号被保険者の方が本来は、少なくなったからこ

るかどうかというような問題で、これはまず、こういう不整合な状態が発生をし

○國務大臣（細川律夫君） 今、世耕委員が御指摘になりました点、不適切なところもあるかと思い

ます。これは検討して、かかるべく措置をしたい

と思います。

○世耕弘成君 もつと信念を持つて仕事やつけてく

ださいよ。私が一問開いただけで、談話の内容は

変わるわ、金目に配られているQ&Aもあるわ、

いかにいいかげんな制度かということだと思いま

す。

大臣、じや、これ、百歩譲って、素早く立法で

きるんだつたら立法したつていうことです。

我々が協力して、じや、一ヶ月でやりましょうと

やつたら立法したということですか。

○国務大臣(細川律夫君) 当時、その三月、昨年

の三月には、この運用三号でいくというのが、こ

れが一番いいというふうに判断をされたんだと思

います。

○世耕弘成君 当時の三月に判断したということ

は、じや、この年金記録回復委員会が三月二十九

日に方針を示していますが、年金記録回復委員会

が判断したということでおろしいんですか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、年金記録回復

委員会は、これは大臣に対する助言をする機関で

ございます。したがって、当時の大臣が運用三号

のこれを回復委員会の方に提示をいたしまして、

御意見を聞いて助言をいただいたと、こういうこ

とでござります。

○世耕弘成君 当時の大臣の名前を言つてくださ

い。

○国務大臣(細川律夫君) 当時は長妻昭大臣でござります。

○世耕弘成君 じや、これは、長妻大臣が立法し

なくていいと、議会制民主主義を冒瀬するような

方針をお決めになつたということです。

ね。もう一回確認させてください。

○国務大臣(細川律夫君) 当時の大臣がお決めて

なつたことでございます。

○世耕弘成君 もう時間がなくなつてしましましたから、これ、長妻さんに是非参考人として来ていただきたいと思います。

というのは、厚生労働省には年金記録回復委員

会だけじゃなくて、厚生労働省設置法で定められ

た社会保障審議会という立派な組織があるんですよ。

そこに何でちゃんと詮問しないで決めたのかとい

うことを聞かせていただきたい。国民に大きな不

公平感を持たせるようなこの制度をハブコメも取

らずに決めたことも、これはもう今、長妻前大臣

の責任だとおっしゃいましたから、是非、長妻大

臣にここへ来ていただきたいです。

そして、国会の法改正に時間が掛かる、どうせ

国会と同じ結論になるんだということをど

ういうふうに判断したのか、民主党とどういう議

論をしたのか、長妻前厚生労働大臣に是非この委

員会に参考人として来ていただきたいということ

を長妻にお願いしたいと思います。

○委員長(前田武志君) 理事会において協議させ

ていただきまます。

○世耕弘成君 細川大臣は長妻大臣のせいにされ

ていますけど、細川大臣にも責任ありますよ。去

年の九月からは大臣なんです。

この課長通知でこのよつた重大な決定を下さ

じざいます。したがつて、当時の大臣が運用三号

のこれを回復委員会の方に提示をいたしまして、

御意見を聞いて助言をいただいたと、こういうこ

とでござります。

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門

家の委員から、ほかの記録問題とは違つて制度そ

のもの問題であり、質的に違うという指摘が出

ているんです。眞面目に扱つてゐる人に対する皆

信行為だという発言も出でてゐるんです。

ここで思ひとどまつていればこんなことになら

なかつたんですが、大臣、どうして思いとどまら

なかつたんですね、十五日の通知を出を認めん

ですか。

○国務大臣(細川律夫君) この課長通知につきま

しては、これは制度を決めて、そして年金局と年

金機構の間で準備を進めまいりまして、そして

最後の準備が整つて、そして、いつこれについて

通知を出すかということについて年金回復委員会

の方にも助言もいただいて、事務方の方でこれを

通知をしたと、こういうことでござります。

聞かせください。

○国務大臣(細川律夫君) 三月二十九日に決めたときには私は副大臣をしておりましたけれども、それは全部止まつてゐるんですね。

私は労働の方を担当いたしておりまして、この問題についてはタツチをしておりませんでした。

○世耕弘成君 それは違います。

前日、十二月十四日に年金記録回復委員会が開

かれ、大臣として出席されています。その委員

会でこの問題は議論されましたか。

○国務大臣(細川律夫君) この委員会には私も出席をいたしました。これは冒頭の出席でございま

して、御挨拶もいたしましたけれども、この問題

については触れておりません。

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門

家の委員から、ほかの記録問題とは違つて制度そ

のもの問題であり、質的に違うという指摘が出

ているんです。眞面目に扱つてゐる人に対する皆

信行為だという発言も出でてゐるんです。

ここで思ひとどまつていればこんなことになら

なかつたんですが、大臣、どうして思いとどまら

なかつたんですね、十五日の通知を出を認めん

ですか。

○国務大臣(細川律夫君) この課長通知につきま

しては、これは制度を決めて、そして年金局と年

金機構の間で準備を進めまいりまして、そして

最後の準備が整つて、そして、いつこれについて

通知を出すかということについて年金回復委員会

の方にも助言もいただいて、事務方の方でこれを

通知をしたと、こういうことでござります。

○世耕弘成君 もうこれは、知らないというの

は、これは大変なことですよ。これもまた折たな

責任問題が加わりました。

○世耕弘成君 もうこれは、知らないというの

は、これは大変なことですよ。これもまた折たな

責任問題が加わりました。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げております

ますけれども、その通知については私は當時知り

ませんでした。

います。

○世耕弘成君 もう一回確認しますが、手続や作

業は全部止まつてゐるんですね。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございま

す。

○世耕弘成君 それは違います。

前日、十二月十四日に年金記録回復委員会が開

かれ、大臣として出席されています。その委員

会でこの問題は議論されましたか。

○国務大臣(細川律夫君) この委員会には私も出席をいたしました。これは冒頭の出席でございま

して、御挨拶もいたしましたけれども、この問題

については触れておりません。

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門

家の委員から、ほかの記録問題とは違つて制度そ

のもの問題であり、質的に違うという指摘が出

ているんです。眞面目に扱つてゐる人に対する皆

信行為だという発言も出でてゐるんです。

ここで思ひとどまつていればこんなことになら

なかつたんですが、大臣、どうして思いとどまら

なかつたんですね、十五日の通知を出を認めん

ですか。

○国務大臣(細川律夫君) この課長通知につきま

しては、これは制度を決めて、そして年金局と年

金機構の間で準備を進めまいりまして、そして

最後の準備が整つて、そして、いつこれについて

通知を出すかということについて年金回復委員会

の方にも助言もいただいて、事務方の方でこれを

通知をしたと、こういうことでござります。

○世耕弘成君 もうこれは、知らないというの

は、これは大変なことですよ。これもまた折たな

責任問題が加わりました。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げております

ますけれども、その通知については私は當時知り

ませんでした。

います。

○世耕弘成君 もう一回確認しますが、手続や作

業は全部止まつてゐるんですね。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございま

す。

○世耕弘成君 それは違います。

前日、十二月十四日に年金記録回復委員会が開

かれ、大臣として出席されています。その委員

会でこの問題は議論されましたか。

○国務大臣(細川律夫君) この委員会には私も出席をいたしました。これは冒頭の出席でございま

して、御挨拶もいたしましたけれども、この問題

については触れておりません。

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門

家の委員から、ほかの記録問題とは違つて制度そ

のもの問題であり、質的に違うという指摘が出

ているんです。眞面目に扱つてゐる人に対する皆

信行為だという発言も出でてゐるんです。

ここで思ひとどまつていればこんなことになら

なかつたんですが、大臣、どうして思いとどまら

なかつたんですね、十五日の通知を出を認めん

ですか。

○国務大臣(細川律夫君) この課長通知につきま

しては、これは制度を決めて、そして年金局と年

金機構の間で準備を進めまいりまして、そして

最後の準備が整つて、そして、いつこれについて

通知を出すかということについて年金回復委員会

の方にも助言もいただいて、事務方の方でこれを

通知をしたと、こういうことでござります。

○世耕弘成君 もうこれは、知らないというの

は、これは大変なことですよ。これもまた折たな

責任問題が加わりました。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げております

ますけれども、その通知については私は當時知り

ませんでした。

れたのはこう書いてあります。裁定申請が出されたもの及び既に裁定が行われたものについては当面対応を留保する。裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保する。完全に止めると書いてあるじゃないですか。この紙を出し直してもらわないと今の答弁は納得できません。

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それじゃ、速記を起こしてください。

○國務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、既にこの運用三号で適用して裁定しているということも加えて、支払機関の方に確認をいたしましたら、もう止められないというようなこともあります。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それでは、速記を起こしてください。

○國務大臣(細川律夫君) 先ほど申し上げましたように、既にこの運用三号で適用して裁定しているといふことに加えて、支

払機関の方に確認をいたしましたら、もう止められないというようなこともあります。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 速記を止めしてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それでは、速記を起こしてください。

○國務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

厚生労働大臣としての、「十四日のこの会話につきまして、止める」というような表現になつておりますけれども、これは、既に運用三号を適用して、それは現行法のこの法律内でやつたと、こういうことになりますから、ここはもう交渉相手になつてゐるというふうなこと、そして現実に間に合わないと、こういうことで支払をするところになりますから、これは委員御指摘のとおり、これは訂正させていただきたいといふに思います。

○世耕弘成君 いかにいかげんにこの制度が考

えられたか。私が今は十分質問しているだけ

で、三月一日の大臣談話も中身が違いました、

職員に配っているQ&Aも中身を撤回します、そ

して国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣の

ベバーモ中身が違いました。いかにいかにかけ

んかということですよ。これ猛省を求めるとい

いです。この紙を出し直してもらわないと今

の答弁は納得できません。

○委員長(前田武志君) 速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それでは、速記を起こしてください。

○國務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

厚生労働大臣としての、「十四日のこの会話につ

きまして、止める」というような表現になつて

ておりますけれども、これは、既に運用三号を適

用して、それは現行法のこの法律内でやつたと、

こういうことになりますから、これはもう交渉相

手になつてゐるというふうなこと、そして現実に

間に合わないと、こういうことで支払をするところ

になりますから、これは委員御指

摘のとおり、これは訂正させていただきたいとい

ふに思います。

○世耕弘成君 いかにいかげんにこの制度が考

えられたか。私が今は十分質問しているだけ

で、三月一日の大臣談話も中身が違いました、

対応をしましたよ。何でそのときに言わなかつた

んですか。お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(細川律夫君) この年金確保支援法案は、保険料を納めやすくするために低年金、無年

金となるだけ少なくすると、こういう観点から現

行法を改めまして、その納付可能期間を現行の一

年から十年にすると、こうなります。

これは、既に昨年の通常国会に提案をいたして

いたところでございます。そこで議論をしていた

いたところでございます。

○世耕弘成君 この法案は、与野党で去年の十

月十六日に修正合意しているんですよ。なぜそ

とくにやらなかつたんですね。

○國務大臣(細川律夫君) それは、そこまで私自

身が全くそちらの方については存じていなかつた

ことがあります。

○世耕弘成君 知らなかつたということを認める

んですね。全く通知が出るまで知らなかつたとい

うことを見認めるんですね。知らなかつたんです

かっただということで、その点については誠に不明

を恥じるところでございます。

○世耕弘成君 知らなかつたということを認める

んですね。全く通知が出しちゃった。これ、両大臣の責

任は免れないと思います。長妻前大臣には必ず参

考人として来ていただきたいし、磯村厚生労働大臣

の年金記録回復委員会委員長、そして税務省の那

原年金業務監視委員会委員長にもお運びをいただ

いて、これいろんな問題点が私の今の質問だけで

明らかになりましたから、是非、年金問題の中

審議をやついただきたい。

長妻さんは消えた年金とおっしゃいましたが、

これはまさに違法年金であります。そして、運用

三号と名のつていますが、これはまさに権力の濫

用三号だということを最後に申し上げまして、私

の質問を終ります。

○委員長(前田武志君) 関連質疑を許します。森

まさじ君

○森まさじ君 自由民主党の森まさじです。

菅総理、今の世耕議員が指摘した問題、厚生労

働大臣の責任についてどうお考えになりますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) この三号は被保険者の

取扱いについて、最も多少状況を報告を受けてお

りますが、現在、厚生大臣を中心に、税務大臣も

含めて、これから対応の在り方についてしっかりと

方向性を出すために協議をしてもらつてい

るところであります。

まずは、今の状況に対してきちんと関係者の意

見を開きながら方向性を出すということが必要か

と、こう考えております。

○森まさじ君 全く今の大混乱もたらしたことにつ

いての反省のお答えがありませんでした。

国会は内閣をチェックする機関ですから、私た

ち野党は鋭い質問もします。しかし、それに対し

て真正面から答えてくだされば然識にもなると思

うんです。ところが、どうでしょうか。今朝から

ずっと菅総理の御答弁は逃げの答弁、ごまかしの

答弁、責任のなすりつけ、残念ながら一国の菅理

の器であると思わせられる答弁はございませんで

した。

今この瞬間も地方は大空な目に遭っています。

我が福島県も、経済も雇用も大変です。昨年末、

会津地方で雪で交通事情が止まり一夜を明かした

ニュース、皆さんも御覧になったと思います。渋

通りでは首都圏からの直通特急電車の停止も危矣

されました。地方は、国民は不安でいっぱいなん

です。菅理のお態度を見ていて、本当にこのままで

そのまま通知を出しちゃった。これ、両大臣の責

任は免れないと思います。長妻前大臣には必ず参

考人として来ていただきたいし、磯村厚生労働大臣

の年金記録回復委員会委員長、そして税務省の那

原年金業務監視委員会委員長にもお運びをいただ

いて、これいろんな問題点が私の今の質問だけで

明らかになりましたから、是非、年金問題の中

審議をやついただきたい。

長妻さんは消えた年金とおっしゃいましたが、

これはまさに違法年金であります。そして、運用

三号と名のつていますが、これはまさに権力の濫

用三号だということを最後に申し上げまして、私

の質問を終ります。

○委員長(前田武志君) 関連質疑を許します。森

まさじ君

○森まさじ君 自由民主党の森まさじです。

菅総理、今の世耕議員が指摘した問題、厚生労

働大臣の責任についてどうお考えになりますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) この三号は被保険者の

取扱いについて、最も多少状況を報告を受けてお

りますが、現在、厚生大臣を中心に、税務大臣も

なくとも一年半前のリーマン・ショック以降改

	職員に配っているQ&Aも中身を撤回します、そ
	して国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣の
	ベバーモ中身が違いました。いかにいかにかけ
	んかということですよ。これ猛省を求めるとい
	うことです。これは私は大臣の責任は不可避だということを明
	確に申し上げておきたい。
	そして、時間がないから立法でやらなかつたと
	お戻りください。お戻りください。
	厚生労働大臣におかれましては、その大臣談話
	との違いについて、訂正すべきところは訂正した
	上で答弁をいただきます。
	○國務大臣(細川律夫君) お答えいたします。
	厚生労働大臣としての、「十四日のこの会話につ
	きまして、止める」というような表現になつて
	おりますけれども、これは、既に運用三号を適
	用して、それは現行法のこの法律内でやつたと、
	こういうことになりますから、これはもう交渉相
	手になつてゐるというふうなこと、そして現実に
	間に合わないと、こういうことで支払をすると、
	こういうことになりますから、これは委員御指
	摘のとおり、これは訂正させていただきたいとい
	ふに思います。
	○世耕弘成君 いかにいかげんにこの制度が考
	えられたか。私が今は十分質問しているだけ
	で、三月一日の大臣談話も中身が違いました、
	対応をしましたよ。何でそのときに言わなかつた

らなきやならないという思いを当時持っていたことは間違ひございません。

そうした意味では、当时も今も、この問題についてはでき得るならば超党派で合意形成をして進めてまいりたいという気持ちは一貫しておりますし、その発言自体を否定するつもりはございません。

○白浜一良君 総理

○内閣総理大臣(菅直人君) 波用者年金といわゆる今でいう国民年金、これについては、先ほどより調野担当大臣もお話をありましたように、これを元化することにおいてはいろいろ議論があることは私もよく承知をしておりますし、また、共通番号といいましょうか、そういう問題も、やはりそういうものがなければなかなかできないということもあります。また、同じ使用者年金の中で、いわゆる厚生年金といろんな共済制度があります。

同時に、先日の議論の中で、大変いい議論ができたなと思っておりますのは、現在はいわゆる非正規の人たちがほとんど厚生年金に入れていない、あるいは健康保険も多く人が国民健康保険の方に入つていて、使用者の健康保険に入れていません、このいろんな過去の経験があることの指摘をいただきました。

ですから、同じ使用者同士の年金の一元化でも、制度的な元化に加えて、場合によつては非正規、従来、たしか労働時間で四分の三以上というのを、果たしてそれでいいのかという議論もこの集申議の中でお出でおります。

そんなことも含めて、当時、私が原則原則的なことで発言したことは多分このとおりだと思いますけれども、それに至る過程の中でいろんな段階があるというのは、これは当然そういうことを念頭に置いて考へなければならないだろうと思つております。

○白浜一良君 私は、衆議院の段階のいろいろ議論を聞いていまして、何かもう四月、六月という

ことが、まあ盤んに強調されているということともござりますけれども、そんな短期間でこんな抜本的改革がまとまるのかなと要するに思うわけで、それが、今の制度の小手先の改革じゃ、余りに民主

党のいわゆるマニフェストの内容と違うじゃないかということを指摘したかつたわけでござりますが、今日の議論を聞いていましたら、それを目指してやるんだと、こういうふうに理解していいわけですね。直理、最終、もう一度確認しておきま

すが、

○内閣総理大臣(菅直人君) これは、野党もいろいろな党があつていろんな審議の差異をされてお

りますが、簡単にいえば、ちゃんとあるレベルま

でまとめてこなければ、議論をしよう、議論をし

ようと言つてもできないではないかといつのが一

般的におっしゃっていることだと私も理解しまし

た。ですから、本来ならもとと手前の段階から手

野党の協議といいましょうかができればと、あ

るいは私たち今の集中討議にも、場合によつて

は野党の皆さんにも説明をするようなところに

おいでをいただけないかということを内々思つた

りもいたしているわけですから、それと何

かし、いずれにしても、やはり与党と政府の

方でまとまつたものを引き受けられれば重複になかな

か車れないということを野党の多くの指導的な方

がおつしやっていますので、それは四月の段階で

大きな誤姿はお示しをし、六月の段階で既どの

体改革の案をお示しをしたいと、こうおもており

ます。

○白浜一良君 その四月、六月は分かっていますねんで、もう何回も聞いているから。何をまとめていますか。全く同じです。

すと、細川大臣、十一月十五日の課長通知は知らなかつたとおっしゃっていますよね。これ、二月の時点で大綱を決められたと、これ長友大臣の時代、それ決められたこともずっと知らなかつたわけでしょうか。そして、いつそういうこの教諭案を知つたとなるわけですか。ちょっと説明していただけますか。

○国務大臣(細川律夫君) このいわゆる連用三号の件につきましては、昨年の二月段階で大綱決定をいたしまして、それからはずっと施行に向けての準備が進んでまいりました。そして十二月の十五日に月一日から施行するという通達を出したわけでございます。

私が具体的にこの詳細な設計を知りましたのは、この問題が起こりました十二月の下旬ごろでございます。

○白浜一良君 今日は年金局長に来ていただいておりますが、昨年の三月、長友大臣の下で何と何を決めたんですか。報告してください。

○政府参考人(榮畑潤君) 昨年の三月に運用三号による取扱いの大綱を定めたところでござりますが、それは、翌年三月の記録につきまして、受信者の方につきましては現状の年金記録を変更しない、被保険者の方につきましては、過去につきか車れないということを野党の多くの指導的な方がおつしやっていますので、それは四月の段階で

あります。

○白浜一良君 よく分かりませんね。

要するに、十二月十五日の課長通知とどこが違いますか。全く同じですか。

○政府参考人(榮畑潤君) 課長通知は、その取扱いを今年の十二月一日からスタートするということを示したところでございます。

○白浜一良君 じゃ、中身は、猪だということで

それ皆さんニユアンスが違うなという感じはしま

すが、これ以上具体には詰まらぬのでしょうか

関連はやめたいと思いますが

なくされた方の段階問題というのがこれ大問題になります。

えその三月の時点は、先日の質疑によりますと、私は労働担当の細川大臣だったんで知らなかつた

三月についているということで、私としては、この運用

三月については公平の点からいろいろな視点から

かし、厚生労働大臣になられたということは、こ

ういう重要なことは報告するのが当たり前に近い

ます。これ、課長通知していなんですか。

○政府参考人(榮畑潤君) 私ども年金局といたし

ましては、昨年の二月に既に定められた基本方針に沿いまして詳細な仕事処理方法の検討を進

め、音わば実施に向けた準備作業を進めていたところであり、その準備作業が整つたところから昨年十二月十五日に、先ほども申しました実施時

を二十三年二月一日とするところの通知を出したところでございまして、音わばその既に定まつた既定方針どおりに作業を進めさせていただいたところでございます。

○白浜一良君 そのこと自身が、全く置きこないということともおよそもう信頼できません。

○白浜一良君 ということでもございます。

○政府参考人(榮畑潤君) 大臣までの決戻はちよ

うだいしておりません。

○白浜一良君 これはこれで太問題でね。

細川大臣、知らなかつた、これが本当だとして

も、この課長通知、これはある方には庶務かも分かりません。しかし、多くの方には不公平になると、また、税金なり社会保険費なり、そういうた

くさんのお金が使われる、そんな大事なことをこ

の通知で出したんですよ。あなた、知つたら、局

長とか担当課長を呼んで叱責すべきやあります

んか、やりましたか、やりましたかそれを、何

らかの処分すべきじゃないんだと叱責して当た

大事なことをほに別らせないと叱責して当た

り前じやないですか、これ確認したんですけど、なぜこんな

ことを報告を乞うまして、なぜ私に報告しなかつたのかということでは、それは私の方から聞いただ

しました。

そして、これについては、このようなことが行

われているということで、私としては、この運用

三月については公平の点からいろいろな視点から

そこでいろいろな関係者からいろいろな事情を聽取をしておりました。その間、国会が始まりまして、年金支拂監査委員会、被扶養者の、そちらの方からもいろいろな意見も出ているということ、それで衆院の方の委員会でも御指摘がありましたがから、この運用三分については留保ということに決定をさせていただきました。

今、私どもの方で、官房長官、そして元務大臣、私と、昨日もこの件について検討いたしましたが、これについては法的な措置も含めて抜本的な改革策を検討をすると、こういうことを決定をいたしました。これから先、法的な改正も含めて抜本的な対策を立てまいります。

○白浜一良君 この起つてある問題をどう処理をするかということは、これは次の問題であつて、なぜこういう事態が発生したかという原因、責任、ここを明確にしないといけないということを私は申し上げている。大臣のお話を聞いていても全く感じないんです。

・じや、説理、こういう実態だということを最高責任者としてどう思われます、これ、どう思われます。現在の川田大臣は知らなかつた、知らなかつたとはいゝえ、一方で全国に何人いらっしゃるか分からぬ、百万人以上いらっしゃるんじゃないかと、こういうふうに言われている。そうしながら、使うお金は一兆超えるんぢやないかと。そういう大きなミスを犯しただということに対して誰しても責任ある発言をされないと。こういう改修のありように対して説理はどう思われます、これ。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、一番重要なことは、国民の皆さんにとってこのことをどのように将来に向かつて、ある意味從來のやり方が適切でないとはすれば変えて、しかし同時に、どういう改修が公平性との観点で重要か、必要かといううことをきちんと示すことが最も今の大臣にやっていただかなければならないことだと思つております。

前までは聞いておりませんが、かなり以前から、かなり古くからこういう扱いが現実にはされたものをそうした形にしたというふうに聞いておりまして、この何回かというんではなくて、かなり以前から本來は三号から一號に変わらなければいけない人についてもそのままに扱っていたという長い経緯の中で、それをどうかしなければならないということで始まつたというふうに聞いておりますので、その音源のことをもちろんしっかりと調べることはそうでありますけれども、一番重要なのは、これから先に向かってどういう形で国民の皆さんに示していくか。野党的皆さんからも、これは衆議院の段階でしたから議院の段階でしたがありましたがあつたが、やはり教説は何らかの形で必要だという御意見もたくさんいただいております。そういう意味で、その救済の方向性を今、細川大臣が豈魯大臣あるいは官房長官を含めて方針性を出していくと、場合によっては立法措置でそのことはやることも検討するという旨の答弁が今あつたと思いますが、そういう方向でしっかりと國民の皆さんに安心できる、そして公平性を担保できる形に持つていくことが今やらなければならぬ最大の課題だと、こう考えております。○白浜一良君　いや、先ほどから私が言うてますやん。救済措置は大事なんだ、どういう対処するかということは、それは私はどうでもええと言つてゐるんじゃない。こういう立場に至つたままでこれまでに、その責任問題、事実明白を私は言つてゐるわけですよ、ます。誤解したら駄目ですよ、それは、

（國務大臣（枝野幸男君）） お詫びをうも一定の趣旨、御発言ございましてけれども、今回の通直には至るには、昭和六年の三月制度の創設以来、今回の通直で新たにこういった制度を創設したのではなくて、こうした運用が従来恐らく多々見られていましたと思われると、そして、どうやら当官者との対応や臣の対応によって、今回通直で出されたような運用がなされていましたケンスと、そうではなくて実態の実態に合わせて訂正がされたケンスと、これが混在をしていたということが政権交代後発覚をいたしました。こうしたところに至る様々な事実関係や資料をしっかりと検証してまいりたいというふうに厚労大臣、在労大臣とも話をしているところでございます。

○白浜一良君 もう、今回の問題の責任者は誰だと、どこに責任があるのかということを私は言っているわけでございまして、そんなの全然質が間違っている話じゃないんです。川田大臣、

○國務大臣（細川律夫君） 一月十九日は、当然私が厚生労働大臣でござります。厚生労働の行政全般の責任は私が有しているところでござります。

○白浜一良君 その上で、私ちよつとこれ不純なものを感じるんです。というのは、なぜかといいますと、要するに、厚生年金法の改正、昨年の臨時国会で審議しているんですよ。衆議院で修正して、参議院に送られて、今は参議院で修正しています。これいろんな内容ございますが、いわゆる過去に四つて十年保険料が支払えるという、今は一年しか対象できません、この審議をしていたなんですね。これ十一月二日で国会終わつた。この課長幹事長たちに出ているんです。少なくとも、一年間さえだつて払えば何年支払つてなくとも支払つたものとみなすということは元々分かっていたんですね、なぜこの話が審議の中で出てこないの

か。十年に遡つて支払えますよという法案を、改正案を審議していたときに、なぜこの運用三号の問題が出てこないか、これは不思議でなりません。年金局長、これは分かつてはいた上で、何なかつたんですか

○政府参考人(柴畑潤吾) この通知自体は、先ほども官房長官からも御質問ございましたが、これまで年金の支給に当たり、既定時に不整合記述を適切にチェックするという統一性のある運用をすべきところを、必ずしもそれが徹底されていなかつたという、年金事務処理上の進め方を改めて統一的にするということところでござります。したがいまして、こういうことを踏まえてその認可通知ということで対応したところでございまして、年金確保支援法案との関係はそういう点ではございませんなかつたということところでございます。

○白浜一良君 そういうことを聞いているわけじゃなくて、昨年の秋の臨時国会でいわゆる年金法の改正を審議しているときには、この運用二号の中身は分かつてはいたわけでは、なぜそれを説明しなかつたのかということを私は言つてゐるんです。そうしたら、少なくともこの年遡つたら過去何年払わなくともみなすというようなことはできるわけないじゃないですか。改正しようという法案を審議していたんだですから、緊要でそれがおかしい、どうですか、局長。

○委員長(前田武志君) 柴畑年金局長、的確にお答えください。

○政府参考人(柴畑潤吾) この運用二号につきましては、先ほども申しましたけれど、専務処理七の運用を統一的、貫性のあるものにするということで課長通知ということで進めさせていただいたところでございまして、年金確保支援法案との関係があるというふうなことにはしなかつたところでございます。

○白浜一良君 局長だけを責めても意味はございませんが、何か不純なものを恐れます、不純なものを感じます。過去一年遡つて支払えるようにして、そういう法案を審議しているときにこいつはあります。

用二号で改請求が一方で隠されているということ

も、これも盛り込みまして、それから、信用保証
券による商業開拓保証で、今川の祖は、これま

だめなよと、やつこがふうにかっしゃって、さくらんぼをこぶつけるのも、いじめられぬ。

うんです
その後、全体の財政の問題と、ハウスは、ほかに

私は、糸川大臣、当時は、十一月十五日の時
点、私が厚生労働大臣で責任者だと、こうおつ
しゃつた。私はそれで潔いと思います。誰かやつ
ぱり、こういう国民に混乱を起したと、不公平
感を与えてしまつたということに対しても誰かや
が、政治家が責任ある発言をしなければ、気持ち
を持っていくところないじやないですか、これ
そういう意味で私はしつこく何回もこれ確認して
申し上げているわけで、昨年、臨時国会の審議と
いい、大変私は不躾なものを感じるので、そのこと
だけを指摘をしておきたいと思います。
それから、ちょっと経済対策を、余りやる時間
がなくなりましたが、少しやりたいんですけれど

内故でござりますけれども、来年度の予算案の中で、「般会計九百九十一億円、平成二十一年度は八百三十三億円でございましたけれども、こういう形で百億以上、これは外の故で、その中に、大半の金額はもう少し少なくなりますけれども、盛り込んで、その意味では、御報告が頂れたことは由し狀ございませんが、しっかりと先生の御提案の意を体としてすむに沿入れをしているところでござります。

○白浜一良君 管理者もいろんな事業をやっていますから、あちこちいえばそういうふうになるわけでございます。私は、大きな理念で、スローガンとしてはあんとぶち上げてやつたらどうかということを申し上げたわけで、個々のこうい

というのは、いわゆる法人所得では、割カツですね。沖縄特区の場合は、三五%カットされる。まあ沖縄ほども行きません。これはこれでいいんです。ただ、いわゆる地方税の課税がないんですよ。これ、片山大臣ですかね、これ、地主というのは固定経費やから、これはそれそれで自分で努力して名を出してこいとしても、そもそもお金がないわけでござります。沖縄は田畠を埋め立てていますから、沖縄ほどやる必要はございません。しかし、そういう国の配慮というものがあつてこそ、そういう地域で雇用を守るために事頃張ろうという経営者が頑張ってくれるんで、その配慮がないという面で、もう一段的にやるべきだと思うんですが、大臣、どうで

○白浜一良君 人臣は知事もされていたから地方のこともよく分かると思いますが、そんな財政の余裕はないわけで、丸々国でやれと恩はばついるわけじゃないんです。地方も努力するけれども、財政がやっぱり支え切れないものがあるから軽減措置をしたらどうですかということを、私は国が少し補填してあげたらどうですかということを言つてゐるわけで、もうちょっと前向きな発言

（音）昨年、臨時国会で私、国金事業と中小事業で三年間で、いろいろ御提案を申し上げました。甲斐、毛利はそのとき、少のある堅力的な提案だと、この場で大高経産大臣に指示を出しておきたいと、こういう格好よくおっしゃったわけでございますが、五か月近くになるんですが、私に何の返事もないので、が、これどうなつていいんですか。

○國務大臣（海江田万里君）　白浜委員に、私が担当でございますのでお答えを申し上げます。

う施策をやっていますというふうな説明は全く對
らないんですよ。
これ、實理、その場で指示するとおっしゃつた
んですが、こういう取扱いや困る、私らも、野黨
ではございますが、やっぱり建設的なことを提案
もしたいわけでございますが、もう少しやっぱり
前向きに、何の返事もないというのは、これ、公
り失礼しやまないですか、實理、どうですか、一
れ、

○内閣總理大臣(當直人君) 私の指示が不徹底で
そうした誤告が行かなかつたことについてはおわ
け、

○國務大臣（片山哲博君）　議員がおっしゃるとな
な考え方もあると思います。ただ、この花谷會
をこれから推進していくうとしたときに、因
は、從来とは違つたいろんな、例えば財政上の
置だとか金融上の措置だとか、國債以外の措置
これ組み合わせているわけです。
その辺に、つ重視したいと思っております
は、地元が、特に自治体を中心とした地元に今
にやる気があるかどうかという、單に國が制限
しつらえてこんなに有利なものがありますよと

しなあきませんで、○國務大臣（片山善博君）今、國会に提出しようとしているものにつきましては、先ほど私が申し上げたようなスキームにしております。その上で、自治体が実質にどうされるか、これを活用を受けてどうされるか、それを見て、先ほどもよつと回答弁申し上げましたけれども、その他の答えは特別交付税だとかいろんな措置がありますので、そういうものでの的確な支援措置ができるかどうか、これは可能性は大いにあるだろうと思います。

おつしやるよう、白浜委員はこの問題につきまして、対処理でそういう質問がございまして、社理も前回まに答弁をしていたところでございます。従来、この日本政策金融公庫におきまして、創業者向けの新創業貸付制度など積極的に推進しておつたところでございます。そして、今年度もこの月末までで一万九千件、千八百五十億円の実績を上げております。

そのほかに、特にこれは白浜委員が提案をしたところでございますが、従来でしたら再生局面で利用されていました国からの出資金を利用した上五五年一括返済の資本劣後ローン、こういうもの

○白浜一良君　その上で、今日は一つだけちょっとお申しあげます。
と御提案なさります。
この国会で、いわゆる国際戦略に合意区制度と
いうのを考えていらっしゃるんですね。確かに、
沖縄特別区ほんとも行きませんけれども、やっぱり
城の活性化で生かそうという、沖縄は私も賛成で
ございまして、私、大阪なんですかけれども、中小
企業を經營されている方がこうおっしゃるんですね
よ。もうからないけれども雇用を守るために必死
でやっているんですよと、だから、育てようとい
うならばもつといろんな面での御提携話ををしてく

それをばくつこするんじやなくて、本当に地
イニシアチフを取つてやる氣がありますかと
ことがつの重定の上のメールになるだ
うと思うんです

その際に、地方税というものは自治体の税で
ますから、そこを白膜を切つてでも特例措置さ
ける意思があるかどうかというのは一つの重
要素ではないかと思いましてこのような制度で
ているわけであります。したがつて、是非地
自治体が本当に必要があれば、固定資本税で
てもその他の税であつても、まけてでもその
を推進するということをやつていただきたい、

○白浜一良君 そういうう幅を持って見ていただきたいと申します。
というふうに理解をしておきたいと申します。
もう一つ提案がございまして、今住宅工コボイント制度がございますが、ただ、事業は限定されているんですね。いわゆる自動車のエコカーの補助金制度とか電気機器品のエコボイント制度というものは広がりございます、事業として。ところが、住宅エコポイントは大変限定されている。そこで、これは提案なんですが、一つ加味されてはどうかと、
一つは、だんだんこれから高齢化が進んでいくわけで、バリアフリーの工事もエコボイントに包含されるべきではないかと、

たくさん、いろいろな発言をされ、そんな中でのこの規制仕分けという位置づけであつたのかなどいうふうにうがつた見方を私はいたしております。非常に心配もいたしております。

そこで、大臣にお聞きいたしますけれども、今回の規制仕分けの中におきまして、薬のインターネット販売、どのような議論がなされ、どのような結論といいますか、どのような報告になつておるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○細川国務大臣 三月六日に開催されました行政刷新会議規制仕分けでは、一定の安全性を確保しながらインターネット等で医薬品を販売するためのルールを制定すべきではないかという論点が示されまして、この規制の導入により国民に不便を強いている面があるというような指摘がされたところでございます。

それに対し、厚生労働省といたしましては、医薬品を必要とする方々に安全、安心、円滑に届けられることが薬局等やあるいは第事行政を担う厚生労働省の出務であるというような説明をしたりました。そういうことが刷新会議でいろいろと議論されたところでございます。

○田村(憲)委員 ここにワーフィンググループの評議の結果というのがあるのですが、わざわざこれ、「改革の方向性」と書いてあるんですけど、安全を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売の可能性を検討する」と。

何かよくわからぬ「薬をして、最後、「検討する」というのは、政府の検討するは検討しないなんて話が占ありましたけれども、普通に読めば、「検討する」と書いてあるんだから、一定の安全性、安全を確保する具体的な要件の設定といふのが書いてありますけれども、前提に、何か、改革して規制緩和をするような、そんなふうに受けとめられるんですが、私は、非常にこれは怖い話だというふうに思います。

そこで、厚生労働省の方々がおられると思うけれども、そもそも、賛成派という方々はどういう方々なんですか。そして反対派、今、これは中でも反対をされている方々がおられると思いますけれども、どういう方々ですか。

○大塚副大臣 御下問の件は、ここ数年、ずっと議論が行われておりますが、主に賛成派と「われらの方々は、やはりインターネット事業者の方々が多い」というふうに手をつております。一方、反対の方々は、やはり薬業に携わっておられる方々がおられます。どちらがどちらだと、つまり、商売を取り扱う側の方々も反対。

一方で、賛成されている方々は、一部は坐を取り扱っているところも賛成者はおりませんけれども、ほとんどがインターネットを通じていろいろな商売をやられておられる方々だと。つまり、商売の方々が賛成で、使う側、使用する側、これは反対だという方が鮮明に見てとれるんです。

ですから、ここは、もちろん商売をやるといふところを円滑にという気持ちもわかりますよ。しかし、少なくとも、民主党政権というのは生活者が第一であったはずですから、使う側に重きを置いていただくということは、我々は期待をしておるわけです。

ですから、我々でも反対しているものを民主党が賛成なんということはあり得ないだろうというふうに思っておりますので、その点はぜひとも御理解をいただきながら、特に厚生労働省、これは党は関係ないわけでありまして、衆院全般を取り扱っているわけでありますから、政府の中においても皆様方の慎重な対応をお願いいたしたいというふうに要望いたしたいと思います。

さて次に、非常に予算委員会で話題になりましたが、いわゆる連川三号の話の方に入らせていただきたいというふうに思いますが、だんだんだんだ

も、ネット上というのは秘密性といふものがあるわけありますけれども、本当に相手が薬局なのか薬店のかわからない中で薬が売られる可能性もあるわけですよ。それで健康被害等々が発生する可能性もある。ましてやそのときに、お聞きしますと、ネット業者が責任をどうとるんだという話になつたときに、そこはまだ完全に確定された議論になつてない。だから、だれが責任をとるんに、だ、だれがあ店や薬局だというふうに判断するんだというところまで問題が非常に広がっていくわけなんです。

ですから、そういう意味では、大臣、これは大変慎重になつていただきたいというふうに私は要望いたしたいと思いますし、今のお話だと厚生労働省側はそのようなお考え方なんだらうなど、大臣のお言葉を受けとめさせていただきますけれども、そもそも、賛成派という方々はどういう方々なんですか。そして反対派、今、これは中でも反対をされている方々がおられると思いますけれども、どういう方々ですか。

○大塚副大臣 御下問の件は、ここ数年、ずっと議論が行われておりますが、主に賛成派と「われらの方々は、やはりインターネット事業者の方々が多い」というふうに手をつております。一方、反対の方々は、やはり薬業に携わっておられる方々がおられます。どちらがどちらだと、つまり、商売を取り扱う側の方々も反対。

一方で、賛成されている方々は、一部は坐を取り扱っているところも賛成者はおりませんけれども、ほとんどがインターネットを通じていろいろな商売をやられておられる方々だと。つまり、商売の方々が賛成で、使う側、使用する側、これは反対だという方が鮮明に見てとれるんです。

ですから、ここは、もちろん商売をやるといふところを円滑にという気持ちもわかりますよ。しかし、少なくとも、民主党政権というのは生活者が第一であったはずですから、使う側に重きを置いていただくということは、我々は期待をしておるわけです。

ですから、我々でも反対しているものを民主党が賛成なんということはあり得ないだろうというふうに思っておりますので、その点はぜひとも御理解をいただきながら、特に厚生労働省、これは党は関係ないわけでありまして、衆院全般を取り扱っているわけでありますから、政府の中においても皆様方の慎重な対応をお願いいたしたいというふうに要望いたしたいと思います。

さて次に、非常に予算委員会で話題になりましたが、いわゆる連川三号の話の方に入らせていただきたいというふうに思いますが、だんだんだんだ

一にもそのことがおろそかになるよう、そういう対応は、厚生労働省としては大臣以下、私ども一切避けておりませんので、ぜひ御安心をいただ

きたいと思います。

○田村(憲)委員 いたいたいた資料を見ていて、

やはり今副大臣おっしゃったとおり、消費者

と、

た省だつたんですよ。 何を言いたいかというと、国民の権利義務に非常にかかわることで、しかも、お金がたくさん動く可能性があるところ、こういう問題を法律改正なしに適用だけでやつちやうというようなことを安易にやるような省じゃなかつたんです。ところが、これを適用でやつちやつた。 これを決めたのが去年の三月であつたという話なんですがれども、そもそもだれが、改めて聞きますけれども、だれが適用で今回の制度の改正をやろうというふうにお決めになられたんですか。 だれが決めたんですか。

○細川国務大臣　これは、先ほど委員が言われましたアンケート調査によりまして、こういう問題があるという指摘がございましたので、全国的といふか、社保庁の方で、この問題について不景気台があるかどうかを調査いたしましたら相当数の数が出てまいりましたので、これをどうするかということを、当時の大臣の年金回復委員会、この実務で中心的になつていた人たちとそれから年金局の方とでいろいろと実務的に検討をして、大臣の方にその話をされ、そして大臣が年金記録回復委員会といふところにそれを提起いたしまして、そこで異議なし、こういうふうになつたようあります。そこで、その経過を見ますと、やはり当時の大臣のもとで決めた、こういうことになると思ひます。

○田村(憲)委員　大臣が、長妻大臣が運用でやぶさくお決めになつたということでおいいんですね。

○大塚副大臣　結論から申し上げれば、大臣の監督のもとで、厚生労働省の担当部局が年金記録回復委員会の助言も受けた決定をしたということになります。

それと、運用で決めたというふうに御表現をいただいているんですけれども、これは今後の議論をぜひ建設的に進めさせていただくためにも、

点だけ簡単に補足をさせていただきたいんです
が、従来も運用三号と同じ扱いが現場で行われて
いたというその現実に直面して、しかばあこれ
からどのように是正をしていくべきかといふ
ことを、担当省として行政権限の範囲内で、一定
のプロセスを経て決定したということであると認
識しております。

○田村(憲)委員 現場で運用三号と同じような扱
いを今までしていたと副大臣はおっしゃられまし
たけれども、現場のだれの権限で、運用三号と同じ
扱いということは、違うとわかついていても、そ
れをそのまま記録をえずに、要するに、記録訂
正なしに運用したわけですね。これはだれの権限
でそんなことを現場がやつたんですか。

しゃいましたから、それは、本来違うとわかついても、現場で、いや、あなたは突然したら主と進いますね、サラリーマンの内業主婦じゃですね、だんなさん、サラリーマンから変わぢやいましたね。そうわかついても、いやでもすぐにあなたが申請出さなかつたから、我々がちゃんとそれに対し宣伝しなかつたら、我々にも落ち度があるからこれは適用用として認めてあげますよというのを、先ほど臣が言った言葉だと許したという話になるんですよ。今の話だったら、見過していたという延しあう。どちらなんですか。

○大塚副大臣 結論から申し上げれば、見過していたということあります。

（おまづか）止まざる主婦に表す

て、帰るまでは、大畠が最終決定した、こういう話でした。が、そもそも記録回復委員会は、これは大臣の責任ではない。なぜなら記録機関じゃないですか。大臣伺い定期で決めたことを大臣が追認したんだでしょう。ということは、長妻大臣が決定したということでいいんでしょう。

○大塚副大臣 正確に表現申しますが、先ほど私は、記録回復委員会が決定したというふうには申し上げておりませんので、記録回復委員会の助言を受けてというふうに申し上げました。

これも結論から申し上げれば、もちろん最終的な監督責任は大臣にありますので、当時の長妻大臣が決定をしたということになります。

したがって、外はともかく私に見るとさむへ
ただいたつもりであります。改めて正確に申
上げますと、今回、こうしていろいろ御指摘を
ただいている運用二行と事實上同じような形
が、見過しき等によつて多數行われていたとい
ことがあります。

○田村(憲)委員 もちろん、その問題があるこ
とは我々だつて認識しておりますよ。要するに
見過しきがあつたからこういう問題が起つて
いるということは、だから、それをどう解決
なきやいけないかという問題は、確かに全体と
てあるんです。我々野党にも責任があると思ひ
ます。特に、我々は自党もやつてましたから。
ただ、そういう大きな権利剥削、国民の権利剥
削にかかる問題を運用でやつちやおうといふ
とを、つまり、ここで「うところの課長通知で
よ。」きのう確認したら、日本年金機構に通知を出
す場合には課長通知、もし理事長に通知を出
す場合には局長通知だったかもわからない、こ
れが決めたのか。先ほど副大臣は、い
し、どちらにしても通知なんですよ、これは、
併改正じゃないんですよ。

こんなことを、なぜ今回、厚生労働省が決
めたのか。それが決めたのか。先ほど副大臣は、い
る。この後は厚生労働省の方があつたま
ま、何回も会で決めたことを厚生労働省の役人へ
申

二十九日の省内の会議において最終的に今回のような原案が決まり、その同日の夕刻に開催された年金記録回復委員会にその原案について助言を求め、助言としては、こういう考え方もこの問題に対する対処の仕方としてあり得るだろとういう趣旨の助言を受けて、最終的に方針が決定されたと申します。

○田村(憲)委員 何か、大臣が決めたんじゃないみたいな、そういう「い」方をされたいようですけれども、これは流れを見たら、どう考えて、大臣の諸問題闇で一定の結論を出したことを追認して決定したわけだから、これは大臣が決めた以外には考えられない。そこがわからないから、この問題は、一體だれがこれを決定したんだ。非常に大きなことですよ。本来は法律改正でやらないべきやいけないようなことだと私は思いますよ。それを、大臣が、一大臣と云つては失礼だけれども、国会に詰め入らずに決めたといふところに私は問題があると思っておりますので、これは長久前大臣を委員会の方に参り人としてお招きをしたいと出ていますけれども、委員長、よろしくお煩いします。

○牧委員長 埼玉県において協議をしていただきたいと思います。

○田村(憲)委員 つまり、年金記録回復委員会といふ開かれた密室で決めたというところに私は大問題があるんだと思うんですけれども、大臣、これは、密室の委員会でこれを決めになつたというふうな私の発言に対しても反論はありますか。

○細川国務大臣 密室というような表現をされましたが、しかし、この年金回復委員会といふのは公開でございまして、公開の場で委員の皆さんが議論をされる、こういうふうに聞いておりますから、これは密室ではないというふうに私は思います。

○田村(憲)委員 密室じゃないということは国民の皆さん方がわかつておる、そういう話ですね。聞かれたところでやつたと。

大臣、あなたはいつ、こういう事実があつたとお知りになられたんですね。いつ、課長通知で運用でこういうような行為がなされたということをあなたは知つたんですね。

○細川国務大臣 私自身は、昨日の予算委員会の方でお答えをいたしましたけれども、私がこの運用三号のことについて事務官から説明を受けたのは、ことしになつて一月の末ころ、下旬だと思ひます。

○田村(憲)委員 大臣、先ほども密室じゃないとおっしゃられた。この委員会、三月の二十九日です。そこで、胸を張つてこれは密室じゃなかつたとおっしゃれませんよ。もうほんまに近づいて公明されている、これは間かれた議論の中でやつたのだと。にもかかわらず、その一括のトップ、いや、そのときもナンバーワンだったんだ、あなたは副大臣として、そのあなたがずっと一年近く知らないで、ことしの一月の末にやつと役所の役人から話を聞いてわかつたと。これは密室じゃないですか。あなたがわからなかつたことが國民がわかるはずないでしょ。追いますか。密室でやつたと認めてください。

○細川国務大臣 田村委員から質問のありましたのは、年金回復委員会で密室で行われたからこれ

はみんなわからなかつたのではないかという趣旨で聞かれたと思ったから、私は、年金回復委員会は公開をされましたよ、こういう答弁をしたわけでございます。

それは、私は、こういう問題については国民的な論議もしなければいけないと思いましたし、また、私としては、この問題については国会の皆さんにも御議論もいただかなければならぬ、こういうこともろえまして、法的な改正も視野に入れまして抜本的な改革をしていく、こういうことを今申し上げているところでございます。

○田村(憲)委員 手をたたいている場合じゃないんですけど、これは、どういふておられるのと申しますと時間がなくなりますので、早速お答えをしたいと思います。

○田村(憲)委員 手をたたいている場合じゃないとは私は言えないと思うんです。

確かに、何とか見ようと思えば公開で見られたのがわからなかつたようなこと、そんなことは、私が国民的に開かれた場で議論をされたとは絶対言えない。

○田村(憲)委員 大臣、先ほども密室じゃないとおっしゃられた。この委員会、三月の二十九日ですから、胸を張つてこれは密室じゃなかつたんだとおっしゃれませんよ。もうほんまに近づいた。つまり、隠して、できればこのまま進んでいけはいいというふうに思つてやつた、そんな可能性が私は強いと思うんですよ。だから私は

さらに、二月の「十八日に、これはもうこのままで、放ちなければなりませんので、対策といふのもやはり平成の特例納付をやるべきじゃないか」ということも一緒に申し上げております。そして、委員会ですから、自由活用な議論といふのでは、いろいろな各委員からの意見をいただきました。

いままだかつて私もよくわからぬのは、年金記録回復委員会には年金業務にすぐれた委員の皆さんがたくさんいらっしゃるわけですね。そういう委員がいらっしゃる中でなぜこのような結論に達したのかというのが非常に私、今でも疑問に思つてゐるところであります。ここは、きょう年金記録回復委員会も行われるようでありますし、ま

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

それが伝わっていなかったわけですよね。それで、結果的に、その前の十四日に年金記録回復委員会が開かれたのですよ。ここで大臣は出席をされでおられるというふうにお聞きをいたしているんですけれども、この会議で、本來ならばこの議題、いよいよ通知しますよということが話し合いかがされたはずだと思ふますのに、そこに大臣は出席

甲は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというような、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が亡われた政治主導というのは一体何だったんですか。これが最後のチャンスだつたんですね。もし、この事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知つて、やるべきでないとお決めになられればとまつたかもわからぬ。

事は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというような、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が丁われた政治主導といつのは、一体何だつたんですか。ここが最後のチャンスだつたんですね。もし、この辺前説明で大臣がこれまでは必ずいそと初めて知つて、やるべきでないとお決めになられればとまつたかもわからないい。それをあなたはみずから放棄してしまつたんです。

（明治四十五年十二月十四日）年会正規例會
員会には私は出席をいたしました。

この会話に出でているところのは、たとえあしさつだけだつたにしても、非常に重い話ですよ。あなた自身が本来知らなければいけなかつた事実を、

たしまして、すぐに退出をいたしました。したがつて、本来ならば、その年金回復委員会で議論をされるということについてのいろいろな議題について、私のところに事前の説明が事務方からあるべきであったとうふうに思いますが、それども、そのときには、議題そのものには入っていんだされども、大きな議題は紙台帳とコンピュ

ここでみずから耳をふさいで聞かなかつたのと同様じなんです。責任、どう感じるんですか。

○細川国務大臣 確かにそのときに説明を受けた内容について私が熟知したならば、そこで私も当然然、これはもう一度考え方なければ、こういうことを当時考えたんだろうというふうに思います。私がことしの一月の下旬になつて事務官から説明を

ターリ記録の矢合の開始があつて、そこでサンブル調査も出た、そのことが議題だということを口頭で私の秘書官から受けておりまして、きょうはそういう大きな議題があるなどいうことで、そこまで行きまして、私としては冒頭にあいさつをして退出をいたしまして、したがつて、そのときは本当にこのことについては知らなかつたということになりました。

受けたときに、私もだからその専務について相
当強い口調で、なぜこれを私のところに説明しな
かつたんだということで叱責もいたしたところで
ござります。

○田村(憲)委員 岩通は、こういう会議は事前に相当が説明に来て、こういう議題で会議をします。大臣、冒頭、あいさつをしてください。時間があつたら出席してくださいとのう話だと思いましたよ。お忙しかったのはわかる。だから、冒頭であいさつだけで抜けられたのもわかる。しかし、何か今の話だと、これはちつちやい話で、大きい方が年金記録の突合の話ですか。そちらの話であつたと。全くおかしいですよね。こちらの方が大きいぐらいの話です。

○田村(憲)委員 もしそのときに知つていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたということでおいいんですか、今の話は。

○細川國務大臣 私が事務方から最初にこの問題について説明を受けましたときに、先ほどございましたように、こんな大事なことをなぜ説明しなかつたのか、こういうことと、もう一つは、もう既にずっとやっているということで、これはすぐさまにストップできないか、とめられないのか、こういうこともお品もしたりいたしまして、最初に私がこの問題について知ったときにそういうことを

思に接したので、十二年の間を経て、そのう

で私が知ったということ、あるいは、事前にその会議の内容を聞いていたならば私なりの考え方をそ

○田村(憲)委員 その後の大臣の御行動が、もし
ここで話したというふうに思つております。

そこで知りておれはいかがそれらとめて保有したといふような流れになるんだろうというふうなお話を今受けとめをさせていただきましたが、大

臣、一月の末にこれを知られて、その後留保されるまでの間、時間がかなりかかっているんです。

しかも、これは衆議院の予りも口会で、當時、鴉下委員でしたか、総務大臣と大臣の間で意見のそ

かを失してしまふが、どうぞお人でござ
かという中において、これを留保いたします、こ
ういう危険なんですよ。

だから、あなたが、一月三十何日か知りませんよ、一月末と先ほどお話をありましたけれども、

知った時点でとめたわけじゃないんですよ。予算委員会でつづかれて、まあ異例ですよね、委員会

の内で留保しますと、内通はそれからずっと検討してきていて留保しますというのはわかりますけれども、委員会の中であらをつつかれて留保し

ますというような話だったので、非常に異例なん
ですけれども、私は疑わしく感じて仕方がないで

すね、今の大臣の御危急」を。
そして、もう一方で、その委員会の中で大臣が
留保しまさずと「いつものどからう、余計に変な政治

院の子弟委員会からの発言で、それが幾つかわ
主導で混乱が生じた。それはなぜか。先般の参議

かつてまいりました。

う話だつたんですが、十二月十五日に通知してから既にもう手続に入つてゐる人たちがいるかもわらうよ、こういふやうで巨つとほがらひまゝこよ

年金記録を確定した、この方々に対しても、新たに成定した人に対しては支給しない、これも留保する、こういう話であった。ところが、三月の十

大臣が留保の決定をなさいました日付、二月十四日でござります。日本年金機構におきましては、もうこの二月二十四日までに三月臨時支払いのデータのデータを完成させておりました。これは、先ほど大臣から御質問がありましたように、今回の適用三号の適用対象者の方、それからそれ以外の大勢の方、それらの方が一体となつた支払いデータでございます。これを適用対象者の方だけ抜き出して、再度、支払いのデータをつくり出すといふことが難しかつた。ます、この点を申し上げたいと思ひます。

それから、手作業でというおみねがございました。これは年金、国庫金の支払いでございますので、例えば、ゆうちょ銀行さんにおかれましては手作業での支払いは仕組み上できないといったような制約もござりますので、手作業による検討をするのも難しいという判断をいたした次第でござります。

○田村(憲)委員 本当に不可能だつたか。本当にやるつもりなら、私はできたと思いますよ。

私は内山政務官に、これは質問じゃないのでお聞きをしたいんですけどけれども、本来ならばこれは規定のときに、今まで、適用三号が効動されるまで、要は、規定のときに気づいて訂正をされる案件ですね、今回、気づかなかつたわけじやないんですから。

それで、まずいといふことがわかつてゐたとして、もう国民の、要するに年金というものが成定されて、それでその人に権利が生まれたからとうな免吉が今大臣にありましたけれども、実際、成定をして、まずいといふことは気づいてゐるわけですよ。これを今訂正せずに、もう既成定者と同じようにお金を払つちゃう、つまり受給者と同じようにお金を払つちゃうという行為が正当だというふうに内山政務官はお感じになられますか。

○内山大臣政務官 今まで、どのくらいの方があ

払われてゐるか、これがわからないんですね。秋ごろにコンピューターのすり合わせをして出てくるということですから、それも含めて今回、銀行口座の振り込みのデータが物理的に間に合わないケースもたくさんありますから、これも含めてお返しをいたくだくということになるんだろうと思います。

それからもう一点、先ほど、追加なんですかけれども、厚労省と総務省の意見が違うということではなくて、総務省は年金業務監視委員会というもののを持つてチェックをしておりますので、チェック機能が正しく働いた、自净作用が働いたといふふうに御理解をせひいただきたいなと思います。

○田村(憲委員) 今、内山政務官からいい提案がありましたよ。だれが間違つているかというのをわかっているわけですから、どうしても支給がシステム的に間に合わない、とめることができないというのならば、通知を送つていただき、それをこそ郵送で送つていただき、これくらいは間違つて送りますので返していただきたいということです後から返還をいたくだくということ、今多分、内山政務官はそれを「われたんだと思うんです」が、この内山政務官の提案いうものを重く受けとめていただきたいと思うんですが、大臣、どうぞ。

○細川国務大臣 私どもも、この隨時払いやりやめなく支払うというその当人に對しては、今回はそういう支払いをするけれども、しかし、私どもが考えております抜本的な対策が決定して、その方策が決まった場合に年金額が減額をされる場合もあり得るということの通知は、私どもの方でもするというふうなことを考えております。

○田村(憲委員) や、減額をするんじゃなくて、留保をするとおっしゃられたんですよ、大臣は。三月の十五日には払わないとかおっしゃられたんですよ、予算委員会で。それがどうしても間に合わずにお支払われるのならば、その方々からは、そのだけは、本来、記録訂正したその金額まではお返しをいたくだくというのが当たり前じゃないですか

か。その後、法律が通つて、まあ認められることはないと思いますけれども、認められればまた、それを返していただいたのをお以いになられればいい話であつて、とりあえずは保留されると言われたんだから、それがどうしてもシステムで間に合わなくて支払われるるとなれば、それをお返しいただくのが当たり前にないですか。

○大塚副大臣 この点も重要な点ですので、ぜひ正確に説明をさせていただきたいんです。今、田村委員が御指摘になつた点は、二月二十四日、大臣が、即日、国会での御指摘を受けて決定をされた内容の中に、既に裁定を受けた方々に対する支払いも留保するという表現があつたわけであります。この留保ということについては、大臣が再三、答弁をさせていただいておりますが、国債の最高関門で御指摘をいたしたことでもあります。立ちどまつて考え方をさせていただきたいという意味であります。

その上で、私どもは、既に裁定をされた方々の法的立場づけを考えると、これはもう受給権が確定をしているわけでございますので、これを今直ちに減額が当然であるということを申し述べ得る立場には我々はありません。この運用三号の取り決めそのものも本来は国会でやるべきだったのではないかと、今まさしくその御指摘をいただいているわけでありますので、既成定者については、これはその方々に法的に受給権が確定をしているわけありますので、仮に、この運用三号が当然不当の観点から不適であるという最終的な検討結果になつて、廻りしてこれを減額返還していただかなかどうかということも、これは国会で野党の皆様方の御意見も聞いて最終的に決定をさせていただくことだと思います。

今大臣が御答弁させていただきましたとおり、そういうこともありますので、御知は、判定ねい、随時払いの方々にさせていただくという予定で今事務作業を進めさせていただいているます。

○田村(憲)委員 今、副大臣がおつしやつたべぐら

いに、これは本当に大きな問題なんですよ、運用三号という運用でやつたこと自体、どういう問題が起るか。

今まで、もう既に年金の受給者で、事業上、運用三号の方々、これは御本人も申告をされなかつたという問題もある。しかし、現場の、皆の社会保険庁ですね、ここも見過しちゃつたという罪があるんですね。

しかし、今回は、それをオーソライズしちゃうんですよ。つまり、現場で気づいてるんですね。気づいてるんですよ。あなた方は本来は二号じゃないですよと気づいた人たちは、いや、運用でこれは三号として認めます、こういう話になるんです。だから、オーソライズしちゃうという話になっちゃうんですよ、これは。

だから、そういう人たちを、勝手に、法律も通さずに、皆さんの威儀でつくっちゃうという問題。そして、三月十五日に少なくとも支給されるということは、それはその人たちが完全に今の受給者と同じ立場に立っちゃうという問題、こういうのを発生させているんですよ。だから、その責任を、法律を介さずにこういうことをやつたという責任を、やはり重く受けとめていただきかなきやならぬ、というふうに思います。

私は、なぜこんなことをしたのか、いまだにわからないんです。百万人ぐらいで、百万人なのか百万件なのかよくわからないんですけど、調査である一定時期をばつと切つたらこういう方がおられるということがわかつたと。しかし、百万人といったつたて、最後はどこまでになるかわかりませんよね。最後裁定して、これはかなり減るわけですから。

そこでお聞きしますけれども、百万人のうち、受給者はどれくらいおられるんですか。百万人のうちの受給者。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の約百万人という数字、これは、平成二十一年度に、当時の社会保険庁が、社会保険庁の保有しておるコンピューターの中のデータを